

今月の
テーマ

源泉徴収票を読む(用語解説)

用語解説以前の問題か…!?近年のデジタル化は驚くほど急速に進んでいるが、皆さんはそれを良しとしているだろうか…?先日、ふるさと納税を実施している方への対応をしていたところ、「2,000円の負担で使える限度額の試算の仕方」や、「控除された住民税の還付の確認方法が分からず、ふるさと納税で寄付はしたものの、税金がどのように還付されているかが分からない」という。その方法・手順を説明すべく、「源泉徴収票」と「住民税決定通知書」の提示を求めたら、どちらも無いという。つまりは紙での交付はされていないとのこと…。ならばWEB経由でダウンロードを試みたが、出来ないという。どこかに問題があるのは明らかだが、問題はそこではなく、「源泉徴収票」も「住民税決定通知書」も見えないということだ。本人だけでなく奥さんも夫の年収がいくらなのかも知らないというのだ。改めてダウンロードの仕方を確認してもらったことになったが、これは、今回のテーマである「源泉徴収票を読む(用語解説)」以前の問題であることは言うまでもない。

給与明細のデジタル化や預金通帳、はたまたクレジットカードの利用明細までがペーパーレスとなり、「見えない化」が急速に進んでい

る。これらの現象は、果たして便利な社会になったと言えるのだろうか…。これらのシステム化は、いったい何のために、誰のために貢献しているのだろうか…?どう控えめに見ても、一人ひとりの利用者のためになっているとは思えないのだが、皆さんはどうお思いだろうか…。物品を購入した際には説明書が付属していたが、今やWEBで確認するしかない。かつては普通に問い合わせの電話番号の記載があり、担当者が質問への回答や相談に応じてくれたが、今や自動音声や無機質なAIなるものとのチャットにとって代わり、時には的外れな回答が返ってくる。人対人のコミュニケーションは何処に行ってしまったのだろうか…。

確かに分からないことがあった場合、スマホやPCにより必要な情報が手に入るようになったのは確かだが、人間の思考能力が上がっているとは言い難い。現に辞書を引いて調べた学習と、WEB検索などで調べた学習方法を比較した結果、記憶に残った結果は辞書の方に軍配が上がったようだが、うなずける話だ。この「生活知恵袋」ではデジタル化によって進んだ見えない化について、あえて「見える化」を試みたい。

Vol. 197
知恵袋

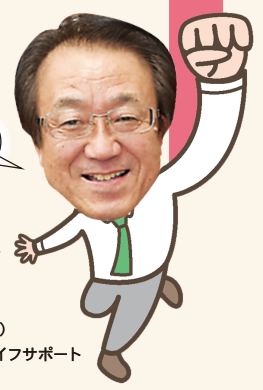
生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

つばやきがんちゃん

今月も
つばやき
ます!

つばやき
がんちゃん



齋藤 廣勝
(さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート
代表取締役
・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー

つばやきの続き

デジタル化の事をこんな風に書いてみると、デジタル・ハイテクに乗り遅れたおじさんのたわ言と思われられるかもしれないが、デジタル化そのものを否定するつもりは毛頭ない。むしろ、受ける恩恵が大きいことも事実であることは、誰もが疑うものではないはずだ。しかしながら、そのドサクサに紛れて不便になってしまったことも忘れてはならない。源泉徴収票などをあえて読みに行くことは、家計管理においても将来設計においても、避けては通れないものとしての位置づけであってほしい。

徴収と控除の違い

前号では、「支払金額」「給与所得控除後の金額」について解説したが、ご理解の程は如何だろうか…。そして、今回はその隣の2つの項目「所得控除の額の合計額」と「源泉徴収税額」を解説することにする。本題に入る前に、ちよくちよく出てくる「控除」という言葉にもあえて触れようと思う。自分としては普段何気なく使っているため、あまり気に留めていなかったが、控除という言葉は日常の会話では使うことが無いため、この言葉自体も正しく理解されていないことが判明した。控除を国語的に単純に言ってしまうと、「税金の計算において、一定の金額を差し引く」というものと考えられるが、改めて「控除」とは何が、「徴収」との違いはどこにあるかを考えてみよう。

保険と暮らしの相談センター
家計の見直ししませんか?

近頃の物価高で様々なものの値段があがっている今こそ、家計を「総点検」してみませんか?
弊社では家計収支の点検・見直しアドバイス～収支計画(キャッシュフロー表)の作成までお手伝いしております。まずはお気軽にご相談を!

お気軽にご相談ください。

株式会社
TCS total life support 募集代理店 **トータルライフサポート**
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間/9:30~18:00(土・日・祝日は9:30~17:00)
●定休日/水曜日

TEL 018-827-7611 詳細はホームページでもご覧いただけます。
FAX 018-827-7610
URL https://tls-akita.co.jp

●紳士服のコナ
●エネオス
●すずきクリニック
●当店
●マクドナルド

新島通 山王寺路
洋館の青山

徴収は、税金や社会保険料などを国や企業が法的に取り立てることを意味する。例えば源泉徴収は、会社が従業員の給料から税金を事前に差し引く仕組みのことを指す。

控除は、課税所得から特定の金額を差し引くことを指し、税金を軽減するための制度だ。控除には「所得控除」と「税額控除」があり、これらは異なる方法で税金に影響を与える。

これを平たく言うと、徴収は税金を集める行為であり、控除は税金を減らすための手段であり、現金が返ってくるというものではない。本編では、源泉徴収票に出てくる用語「所得控除」について解説するが、「源泉徴収票を読む」というテーマの中でも、「所得控除」は納める税金を左右し、手取り収入の増減に関わる最重要とも言えるだけに、しっかりと理解していただきたいものだ。

③所得控除額の合計額
控除の意味が分かったところで、いよいよ③の所得控除の額の合計額が何者かを見てみよう。前号までの事をまとめると、「給与収入ー給与所得控除＝給与所得」までが分かった。そして、この「給与所得」から「③所得控除の額の合計額」を差し引くと「課税所得」となる。

「給与所得」ー「③所得控除の額の合計額」＝「課税所得」
課税所得は文字どおり、所得税を計算する元となる金額で、今回解説する所得控除の金額の大小によって大きく異なる。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額	給与所得	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
0	0	0	0

源泉徴収税額
所得控除の額の合計額

つまり、支払うべき所得税の金額を決める上で重要な意味を持つ。所得控除の額の合計額が大きくなれば課税所得が下がるので、結果として「源泉徴収税額」が少なくなる。こんな大事な文言である「給与所得」も「課税所得」も源泉徴収票には一言も出てこない。これを理解するには「暗号」とも言える仕組みを解く必要があるのだ。もっと分かりやすく出来ないものだろうか。サラリーマンの場合、毎年年末が近くなると「年末調整」の書類で申告することにより、控除額が大きいとそれまでに支払った所得税が戻ってくるということになる。この戻ってくる所得税にワクワクしながら待っている方も少なくないはずだ。ただし、必ず戻ってくるかという

とそうでもない…！控除されるものが無くなったり、減ったりすることによって、「これまでに支払った源泉所得税では足りないのでもっとよこせ」てなことになる。所得控除になる項目とその意味を正しく理解し、もれなく申告することによってこそ得られるものだけに、確実な申告をしなければならぬ。

所得控除の種類

今回説明する所得控除は、扶養する家族や生命保険などの加入状況によって、その項目も、その金額も異なってくる。では、年末調整によって控除されるものにはどんなものがあるかを見てみよう。

【人的控除】

- ①基礎控除 ②配偶者控除、配偶者特別控除 ③扶養控除 ④障害者控除 ⑤ひとり親控除 ⑥寡婦(夫)控除 ⑦勤労学生控除

【社会保険料控除】

- ①健康保険料 ②厚生年金保険料 ③雇用保険料 ④小規模企業共済・iDeCo等掛金

【生命保険料控除】

- ①新生命保険料控除 ②旧生命保険料控除 ③介護・医療保険料控除 ④新個人年金保険料控除 ⑤旧個人年金保険料控除

【地震保険料控除】

- ①建物地震保険料 ②家財地震保険料

【その他】

- ①住宅借入金等特別控除の額
基礎控除を除くこれらの全ては、年末調整の書類で申告して初めて控除対象となるのだが、それ

が間違っていたり記載漏れがあったりすると、当然ながら控除対象とはならない。そして、この書類の名称は、なんと「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」となっており、訳が分からない。「スーパーグランプリゴールドハイクオリティプラチナ仕様」といった具合か…。つまり、これらの合計が「所得控除額の合計」であり、「給与所得」ー「③所得控除の額の合計額」＝「課税所得」に至る。わけで、ようやく暗号解読が出来たことになる。ここまで来てようやく源泉所得税が決定し、すでに納めてきた所得税の清算となり、所得税の還付(または追徴)となるのである。

④「源泉所得税」とは

これまでのまとめにもなるが、課税所得が判明してようやく所得税額に辿り着くことが出来る。あとは、課税所得に該当する所得税率をかけて計算するだけだ。

- ①支払金額ー給与所得控除＝給与所得控除後の金額
- ②給与所得控除後の金額ー所得控除後の金額＝課税所得
- ③課税所得×所得税率＝源泉所得税

ここまで来て、ようやく3つの暗号解読が出たことになる。今回は、少しややこしかったかもしれないので、今回はこれを図式にしてみよう。

次号は

多くの人は自身の所得税率を知らない。ならば実際例を用い所得税の仕組みを考察することにする。